鳥取県公報

毎週火曜日及び金曜日発行
（当日が休日にあたるときは、その翌日）

目　次

◇海区漁調委告示　ひきなわ釣漁業の操業に関する指示

海区漁業調整委員会告示

鳥取海区漁業調整委員会告示第二号

鳥取県海面におけるひきなわ釣漁業の操業について、漁業法（昭和二十四年法律第二百六十七号）第六十七条第一項の規定に基づき、次のとおり指示する。

平成三年五月三十一日

鳥取海区漁業調整委員会会長　佐　竹　嘉　泰

ひきなわ釣漁業については、海岸線上における鳥取市と岩美郡福部村との境界点から正北の線と海岸線上における東伯郡大栄町と同郡東伯町との境界点から正北の線の間の海域のうち海岸線から千五百メートル以内の海域においては、平成三年六月一日から同年八月三十一日までの間は、操業してはならない。